

# 蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金 のご案内



単独処理浄化槽や汲み取り便槽をお使いの方が、環境への負荷を少なくすることのできる合併処理浄化槽に転換する場合に、工事費等の費用の一部を国、県、市が補助する制度です。

## 書類の提出先、問合せ先

蒲郡市市民生活部環境清掃課（蒲郡市クリーンセンター内）

所在地 〒443-0105

蒲郡市西浦町口田土1番地

電話 0533-57-4100

ファックス 0533-57-3924

**※ 市役所では受付を行っていません！**

## 1 補助対象者

以下の条件を全て満たす方とします。

- 令和3年4月1日（水曜日）以降に、自ら居住する住宅にある単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去または廃止して、建築確認申請を伴わずに合併処理浄化槽を設置する方
  - 市街化調整区域内にお住まいの方（※下水道事業計画区域及び相楽地区集落排水更新事業合併処理浄化槽設置補助事業に該当する地域は除く）
  - 市税の滞納がない方
- ※ 条件により、対象外となることがありますので、あらかじめご確認ください。

## 2 補助金額

設置工事費の2分の1に対して、以下の限度額までの補助をします（千円未満は切り捨て）。

人槽の規模	補助金額（限度額）
5人槽	33万2千円
6～7人槽	41万4千円
8～50人槽	54万8千円

※ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を撤去する方については、上表の金額に撤去費用として9万円まで加算します（それぞれの費用の千円未満を切り捨てて加算）。

## 3 申請の手続き

(1) 補助金交付申請書の提出（令和4年2月28日（月曜日）まで）

※ 必ず工事着手前に申請が必要です。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（受付印のあるもの）
- (2) 設置場所の案内図（住宅地図等の写し）
- (3) 配置図及び排水経路図
- (4) 工事施工見積書及び工事請負契約書の写し（既存単独処理浄化槽等を撤去する場合、撤去に係る費用が分かる書類の写しも必要）
- (5) 浄化槽法に基づく設置業者登録証、浄化槽設備士免状等の写し
- (6) 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録証（市町村用）
- (8) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (9) 既存施設の写真（カラー）及び位置図
- (10) 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている場合）
- (11) 浄化槽の維持管理に係る誓約書

(2) 書類審査及び現地事前確認



(3) 申請者に交付決定通知書の送付



(4) 工事

※ 変更や中止、廃止の場合は変更承認申請書の提出が必要です。



(5) 補助金実績報告書の提出

※ 工事完了から30日以内または令和4年3月15日(火曜日)のいずれか早い日までに提出して下さい。

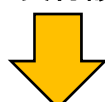
- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (4) 浄化槽設置工事施工の写真(カラー、着工前、工事中、完了後)
- (5) 浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- (6) 既存単独処理浄化槽廃止届の写し



(6) 書類審査及び現地完了検査



(7) 交付額確定通知書の送付



(8) 補助金の振込

※ 金融機関名、支店名、口座番号(7桁)、口座名義人(フリガナ)を正確に記入して下さい。

※ 日付、金額の部分は記入しないでください。

#### 4 注意事項

- 補助事業者が書類の提出を行わない場合は、**委任状の提出**が必要です（工事業者が提出する場合）。
- 書類に不備があった場合は、書類を受け付けることができません。
- 工事中の写真撮影については、**浄化槽工事写真撮影のポイント**を必ずご覧ください。

#### 5 転換の必要性

河川や海の汚れの主な原因は、家庭のお風呂や台所等から排出される生活雑排水です。

単独処理浄化槽や汲み取り便槽をお使いの方は、お手洗い以外の水（生活雑排水）を側溝にそのまま流しており、その水には汚れを多く含んでいます。

汚れを多く含んだ水が流れることで、川や三河湾の水質が悪くなるだけでなく、悪臭や虫などが発生し、近所の方に迷惑をかけることがあります。



※数値は1人が1日出す水質汚濁物質の量をBODで表したものの。

(環境省ホームページ「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より)